

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案要綱

一 目的

この法律は、平成28年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とすること。（第1条関係）

二 特例公債の発行等

1 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成28年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。

（第2条第1項関係）

2 1による公債の発行は、平成29年6月30日までの間、行うことができることとし、同年4月1日以後発行される当該公債に係る収入は、平成28年度所属の歳入とすること。（第2条第2項関係）

3 政府は、1の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこと。（第2条第3項関係）

4 政府は、1により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。（第2条第4項関係）

三 施行期日

この法律は、平成28年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。（附則関係）